

岡山県南広域都市計画公園の変更（倉敷市決定）

都市計画公園中 3・3・倉 1 児島公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・倉 1	児島公園	倉敷市児島 駅前 1 丁目	約 1. 0 h a	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

公共施設等を総合的かつ計画的に管理する一環として、新たな公共複合施設の敷地とするため、児島公園の都市計画公園区域の一部を除外することについては、近隣公園としての機能が確保されること、本市及び児島地区における都市公園の配置に変更がないこと及び都市公園面積に大きな影響がないことから、都市計画公園の区域を変更するものである。

また、位置については、住居表示に合わせて変更するものである。

岡山県南広域都市計画公園の変更（倉敷市決定）

新旧対照表

上段：旧計画
下段：新計画

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・倉1	児島公園	倉敷市児島 味野	約2.0ha	
近隣公園	3・3・倉1	児島公園	<u>倉敷市児島</u> <u>駅前1丁目</u>	<u>約1.0ha</u>	

「区域は計画図表示のとおり」

※変更箇所は下線部

## 岡山県南広域都市計画公園の変更理由書（倉敷市決定）

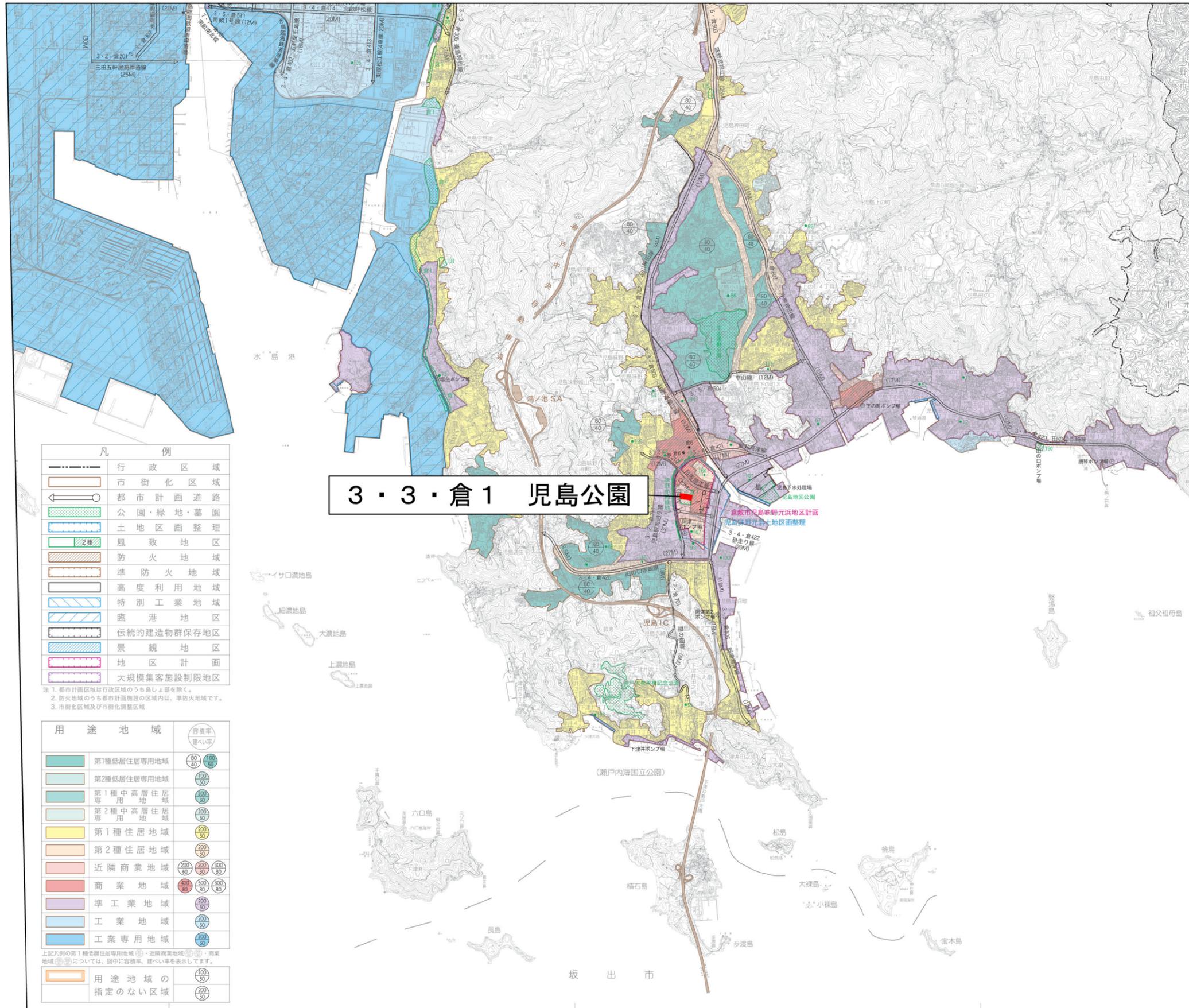
### 【3・3・倉1 児島公園】

児島公園は、県が昭和26年に都市計画を決定、昭和61年に現在の都市計画公園区域に変更し、市が平成3年に整備した。

公共施設等を総合的かつ計画的に管理する一環として、新たな公共複合施設の敷地とするため、児島公園の都市計画公園区域の一部を除外することについては、近隣公園としての機能が確保されること、本市及び児島地区における都市公園の配置に変更がないこと及び都市公園面積に大きな影響がないことから、都市計画公園の区域を変更するものである。

また、位置については、住居表示に合わせて変更するものである。

# 岡山県南広域都市計画公園の変更 総括図(倉敷市決定)



凡 例	
	行政区域
	市街化区域
	都市計画道路
	公園・緑地・墓園
	土地区画整理
	風致地区
	防火地域
	準防火地域
	高度利用地域
	特別工業地域
	臨港地区
	伝統的建造物群保存地区
	景観地区
	地区計画
	大規模集客施設制限地区

注1. 都市計画区域は行政区域のうち島しょ部を除く。  
 注2. 防火地域のうち都市計画施設の区域内は、準防火地域です。  
 注3. 市街化区域及び市街化調整区域

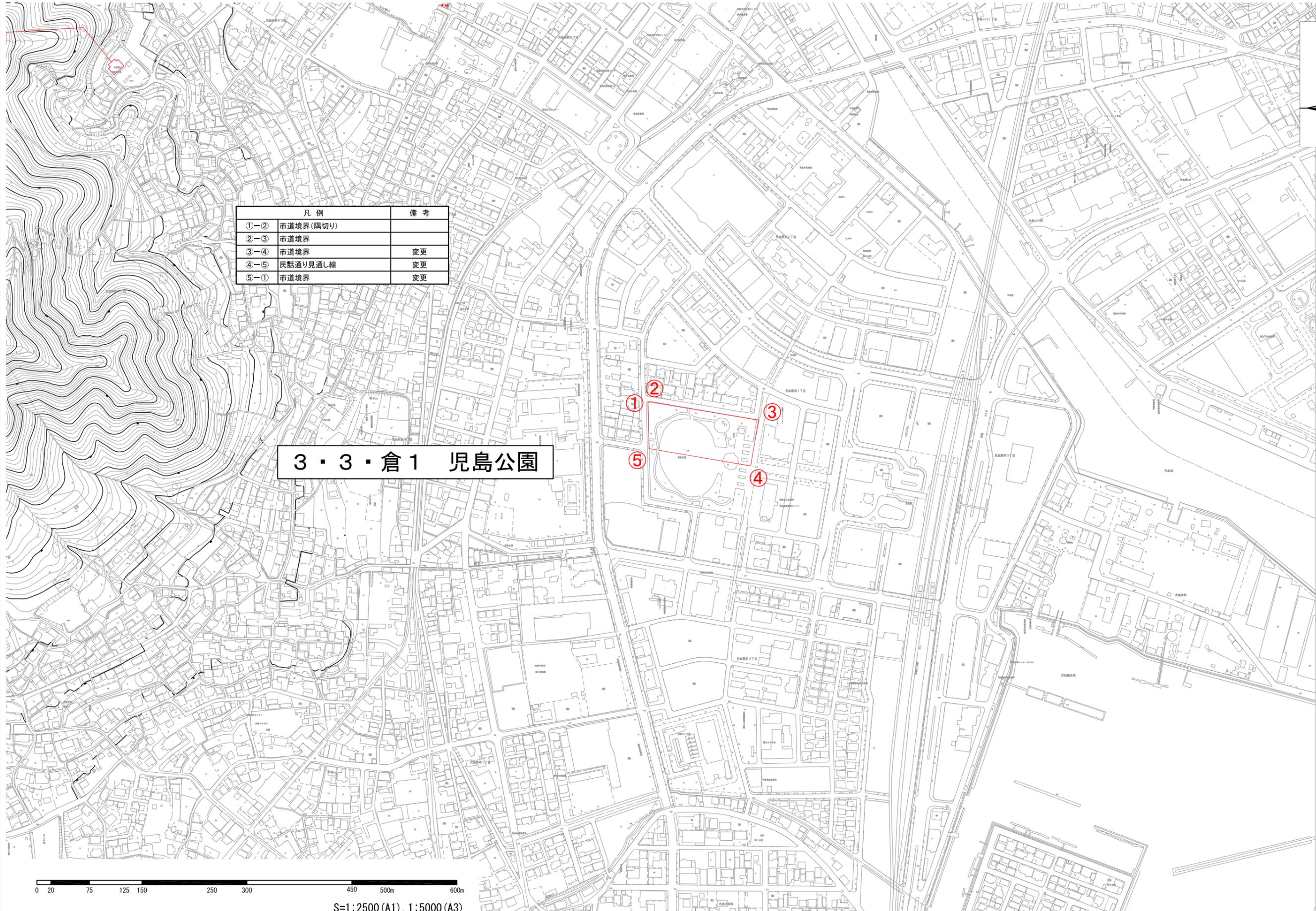
用途地域	容積率	建ぺい率
第1種低層住居専用地域	80/40	100/50
第2種低層住居専用地域	100/50	100/50
第1種中高層住居専用地域	200/50	200/50
第2種中高層住居専用地域	200/50	200/50
第1種住居地域	200/50	200/50
第2種住居地域	200/50	200/50
近隣商業地域	200/40	200/80
商業地域	400/80	500/80
準工業地域	200/50	200/50
工業地域	200/50	200/50
工業専用地域	200/50	200/50
用途地域の指定のない区域	100/50	200/50

上記凡例の第1種低層住居専用地域(●)、近隣商業地域(●)、商業地域(●)については、図中に容積率、建ぺい率を表示しています。

0 500 1000 2000 3000 4000m

S=1:25000 (A1), 1:50000 (A3)

# 岡山県南広域都市計画公園の変更 計画図 (倉敷市決定)



凡例	備考
①-② 市道境界(隔切り)	
②-③ 市道境界	
③-④ 市道境界	変更
④-⑤ 民話通り見通し線	変更
⑤-① 市道境界	変更

3・3・倉1 児島公園

0 20 75 125 150 250 300 450 500m 600m

S=1:2500 (A1), 1:5000 (A3)

